

議員提出第32号議案

地方議会議員年金制度の復活及び地方議会議員の厚生年金加入に断固反対
する意見書提出の件

地方議会議員年金制度の復活及び地方議会議員の厚生年金加入に断固反対する
意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年3月28日提出

提出者 神戸市会議員

高橋 としえ

住本 かずのり

外海 開三

三木 しんじろう

黒田 武志

山本 のりかず

理 由

地方議会議員年金制度を復活しないよう、及び地方議会議員の厚生年金への加
入を新たに認めないよう、国に要望する必要があるため。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣官房長官

} 各宛て

神戸市会議長 北川道夫

地方議会議員年金制度の復活及び地方議会議員の厚生年金加入に
断固反対する意見書（案）

地方議会議員年金制度は、厳しい年金財政の状況を踏まえ、平成 23 年 6 月 1 日に廃止されました。

しかしながら、衆参両議院において、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度についての検討を行う旨の附帯決議がなされました。

この附帯決議を受け、国において、地方議員の厚生年金への加入が可能かどうか議論されています。また近年、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会において、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を求める決議や要望を採択し、国や国会の関係方面に要請活動が行われています。

議員年金制度は廃止されたものの、元議員等の既存支給者への給付はこの先約 50 年続き、その公的負担累計総額は、約 1 兆 1,400 億円にも上る巨大な額となります。その原資は全て税金であり、国や各地方自治体の財政運営に少なからぬ影響を与えています。

国民の日常生活は依然として厳しい環境に置かれている中で、地方議員だけを特別扱いすることは許されません。地方議会議員年金制度の廃止後も、莫大な税金投入が続いており、地方議会議員の厚生年金加入が新たに可能となれば、更なる公費負担が必要になり、到底国民の理解を得られるものではなく、国民目線から遠くかけ離れた三つの議長会の決議・要望は許容できるものではありません。

よって、国におかれては、地方議会議員を特別に処遇するような地方議会議員年金制度を復活しないよう、及び各議長会が進める地方議会議員の厚生年金への加入を認めないよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。